

## 大腸がん検診事業評価のためのチェックリスト評価基準(検診実施機関用)

## ◆1 評価基準

内容	項目	番号
1. 受診者への説明	(1) 便潜血検査陽性で要精密検査となった場合には、必ず精密検査を受ける必要があること(便潜血検査の再検は不適切であることを説明しているか	1
	(2) 精密検査の方法について説明しているか(検査の概要や、精密検査の第一選択は全大腸内視鏡検査であること、また全大腸内視鏡検査が困難な場合はS状結腸内視鏡検査と注腸エックス線検査の併用となること)	2
	(3) 精密検査結果は市区町村等へ報告すること、また他の医療機関に精密検査を依頼した場合は、検診機関がその結果を共有することを説明しているか	3
	(4) 検診の有効性(便潜血検査による大腸がん検診には死亡率減少効果があること)に加えて、がん検診で必ずがんを見つけられるわけではないこと(偽陰性)、がんがなくてもがん検診の結果が「陽性」となる場合もあること(偽陽性)など、がん検診の欠点について説明しているか	4
	(5) 検診受診の継続(毎年)が重要であること、また、症状がある場合は医療機関の受診が重要であることを説明しているか	5
	(6) 大腸がんがわが国のがん死亡の上位に位置することを説明しているか	6
2. 検査の精度管理	(1) 検査は、免疫便潜血検査2日法を行っているか	7
	(2) 便潜血検査キットのキット名、測定方法(用手法もしくは自動分析装置法)、カットオフ値(定性法の場合は検出感度)を仕様書にすべて明記しているか	8
	(3) 大腸がん検診マニュアル(2013年日本消化器がん検診学会刊行)に記載された方法に準拠して行っているか	9
3. 検体の取り扱い	(1) 採便方法についてチラシやリーフレット(採便キットの説明書など)を用いて受診者に説明しているか	10
	(2) 採便後即日(2日目)回収を原則としているか(離島や遠隔地は例外)	11
	(3) 採便後は検体を冷蔵庫あるいは冷所に保存するよう受診者に指導しているか	12
	(4) 受診者から検体を回収してから自施設で検査を行うまでの間あるいは検査施設へ引き渡すまでの間、冷蔵保存しているか	13
	(5) 検査施設では検体を受領後冷蔵保存しているか	14
	(6) 検体回収後原則として24時間以内に測定しているか(検査機器の不調、検査提出数が想定以上に多かった場合を除く)	15
	(7) 検診結果は少なくとも5年間は保存しているか	16
4. システムとしての精度管理	(1) 受診者への結果の通知・説明、またはそのための市区町村への結果報告は、検体回収後2週間以内になされているか	17
	(2) がん検診の結果及びそれに関わる情報(地域保健健康増進報告に必要な情報)について、市区町村や医師会等から求められた項目を全て報告しているかもしくは全て報告されていることを確認しているか	18
	(3) 精密検査方法及び、精密検査(治療)結果(内視鏡診断や生検結果、内視鏡治療または外科手術所見と病理組織検査結果などの地域保健・健康増進事業報告に必要な情報)について、市区町村や医師会から求められた項目の積極的な把握に努めているか	19
	(4) 自施設の検診結果について、要精検率、精検受診率、がん発見率、陽性反応適中度等のプロセス指標値を把握しているか	20
	(5) プロセス指標値やチェックリストの遵守状況に基づいて、自施設の精度管理状況を評価し、改善に向けた検討を行っているか また、都道府県の生活習慣病検診等管理指導協議会、市区町村、医師会等から指導・助言等があった場合は、それを参考にして改善に努めているか	21

## ◆2 評価方法

事業評価のためのチェックリスト(検診実施機関用)21項目中, 基準を満たしている度合いで次の分類とする。

なお, 回答が×であった項目を満たしていない項目数として算定し, 評価する。

- A. チェックリストをすべて満たしている
- B. チェックリストを一部満たしていない(1～5項目満たしていない)
- C. チェックリストを相当程度満たしていない(6～10項目満たしていない)
- D. チェックリストを大きく逸脱している(11項目以上満たしていない)
- Z. 調査に対して回答がない